倉敷市の介護保険以外の主な高齢者向けサービス

※内容は令和6年4月現在。詳しい内容については、

事前に各担当にお問い合わせください。

※制度によっては、介護保険サービスを優先するものがあります。

(網掛け部分 は、介護保険と併せての利用はできません。)

☆介護保険に関するお問い合わせは1426-3343☆



©MPC

★生きがい活動・デイサービス・機能訓練・ショートステイ・施設入所等

サービスの内容	対象となる人・条件等	利用料等	問い合わせ先
創作的活動を行う講 座を開催しています。	在宅の障がい者©MPC	• 材料等の実費負担あり	障がい福祉課 426-3305 倉敷市障がい者 デイサービスセンター 434-9855 倉敷市障がい者 福祉センター 422-1349
健康づくりなどに関す る各種講座を開催し ています。	・おおむね60歳以上の比較的元気なひとり暮らしの人	・材料等の実費負担は必要	健康長寿課 426-3315
シルバー人材セン ターで、経験を活かし て働くことができま す。	市内の60歳以上の人会員登録が必要です。	• 会費負担あり	シルバー人材 センター 426-3318
「養護老人ホーム」に 入所できます。	・環境上の理由又は経済的理由により家庭で養護を受けることが困難 な65歳以上の人	・利用者負担あり	福祉援護課 426-3321
「ケアハウス」に入所 できます。	・60歳以上(夫婦どちらか一人で可)の人	市のサービスではありません。	直接ケアハウスへ お問い合わせくださ い。
地域で茶話会や健康 教室を行う「ふれあい サロン活動」に参加 できます。	・市内在住のおおむね60歳以上の人で、日ごろから外出することが 少ない人	各サロンにより異なります。	地域包括ケア 推進室
認知症について情報 交換・相互交流を行います。 (認知症カフェ)	・認知症の人やその家族、地域の方	各カフェにより異なります。	426-3417

★ 費用助成・貸付け等

★ 費用助成・貸付 サービスの内容	対象となる人・条件等	利用料等	問い合わせ先
「介護手当」を支給します。	・市内に6カ月以上在住で寝たきりや認知症の人、重度障がい者を在宅で6カ月以上介護されている人 ・「家族介護慰労金」との重複受給は不可	•年額4万円	
「家族介護慰労金」を 支給します。	・要介護認定4・5の期間が1年以上あり、1年以内に1週間以内の短期入所サービス以外の介護サービスを受けておらず、3カ月以上の入院・入所もない市民税非課税世帯の人 ・「介護手当」との重複受給は不可	• 年額10万円	
紙おむつ・カバー等 購入費を助成しま	・在宅で65歳以上の寝たきり(6カ月以上)・認知症の人、重度身体障がい者の介護者(市内に介護者がいない場合は、ねたきり高齢者等本人)で、生計中心者が所得税非課税の人 ※購入前にご相談ください。	・購入費の8割以内で年間 3万円限度	©MPC
j.	・在宅で要介護4・5の人の介護者(市内に介護者がいない場合は、 寝たきり高齢者等本人)で、生計中心者が市民税非課税の人 ※購入前にご相談ください。	•年間7万5千円限度	健康長寿課 426-3315
入浴券の支給を行っ ています。	市民税均等割課税以下の世帯で入浴設備がない65歳以上の人	•月5枚	
はり・きゅう施術券を 支給します。	・運動器疾患・末梢神経疾患で施術が必要な70歳以上の人が指定の施術所で受ける場合 (施術の内容により、右記料金以外にも追加料金が発生する場合があります。)	年24枚(上限)支給月4枚まで利用可自己負担1回500円	
出張理美容サービス 利用券を支給しま す。	・介護手当を受給している人	年6枚(上限)自己負担金1回1,362円	
認知症の方が外出後に行方不明になった場合に備えて、GPS端末の購入費等を助成します。	①40歳以上の方、②認知症が原因で行方不明になったことがある、 または、そのおそれがある、③要介護・要支援認定、または、認知症	助成	地域包括ケア 推進室 426-3417
「福祉タクシー」の助 成を行っています。	・在宅で所得税非課税世帯の重度障がい者(身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級)	•月4枚 (加算者月12枚) (1枚500円分)	
「リフトタクシー」の助 成を行っています。	・在宅で身体障がい者手帳1・2級に該当し、所得税課税年額14万円以下の人で、常に車イス・ストレッチャーで移動している人	•月4枚 (1枚1,000円分)	
「バス利用料」の助成を行っています。	・在宅で所得税非課税世帯の重度障がい者(身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級)	・月1,000円まで(加算 者月3,000円まで)	
「鉄道運賃」の助成を 行っています。	・在宅で身体障がい者手帳1・2級に該当し、週2回以上通院する人 工透析患者などで所得税非課税世帯に属する人	・月6,000円まで	│
自動車燃料費の助成 を行っています。	・在宅で身体障がい者手帳を持ち、操向装置・駆動装置等の改造自動車を自ら所有し運転する所得税非課税の人 ・在宅で身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級に該当し、税金免除車両を自ら所有し運転する所得税非課税の人		/ 障がい福祉課
「補助犬飼育費」の助 成を行っています。	・在宅の身体障がい者手帳所持者のうち、次のいずれかに該当する人 ①視覚障がいの程度が1級に該当し、盲導犬を飼育している人 ②肢体不自由の程度が1・2級に該当し、介助犬を飼育している人 ③聴覚障がいの程度が2級に該当し、聴導犬を飼育している人	• 月6,000円	イ26−3305 児島保健福祉 センター福祉課 473−1119
マッサージ施術券を 支給します。	・重度障がい者(身体障がい者手帳1~3級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1・2級)	・年24枚(上限)支給 ・月4枚まで利用可	水島保健福祉センター福祉課
介護用自動車改造 費・購入費を助成し ます。	・必ず事前に相談してください。 ・対象者は下肢又は体幹障がい1~3級該当若しくは65歳以上で、要介護1~5の認定者で、自ら運転することが困難な人 ・申請者は市内に1年以上住む市税を完納している世帯に属する介護対象者本人若しくは常時介護する3親等以内の親族	課税状況で助成率変化 (上限あり)	446-1114 玉島保健福祉 センター福祉課 522-8118 真備保健福祉課 698-5113
特別障がい者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。(障がい者手帳の有無は問いません。)対象者:在宅の20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある、おおむね身体障がい者手帳1・2級程度の障がい、療育手帳A程度の障がいが重複している方、もしくはそれと同等の疾病・精神障がいを有する方※所得、施設入所等(有料老人ホーム、グループホーム等は除く)による支給制限あり	• 月額28,840円 (令和6年4月現在)	©MPC
住宅改造費を助成します。	・必ず事前に相談してください。・65歳以上の要介護認定を受けた人・障がい者(肢体・視覚1・2級、療育手帳A)	・世帯の課税状況で助成率 変化(他の補助対象額を除 いて80万円まで)	介護保険課 426-3343

★家庭への訪問サービス

サービスの内容	対象となる人・条件等	利用料等	問い合わせ先
シルバー人材セン ター会員が訪問し、 家事援助などを行っ ています。	どなたでも利用できます。 サービス内容については、事前にご相談ください。	・家事援助 1 時間1,012 円~その他のサービスもあります。)	シルバー人材 センター 426-3318
協力会員が訪問し、 家事を行っていま す。	・年会費1,000円で利用会員になった人 ※7時~21時 ・高齢者、心身に障がいのある人、妊産婦の方などで、日常生活上の 家事などにお困りの方	・月〜金の9時〜17時は1時間700円。9時以前と 17時以降と土日祝日・年末年始は1時間900円	倉敷市 社会福祉協議会 434-3301
ホームヘルパーを派遣し、食事のしたく・ 後片付け、掃除、洗 濯、買物、身の回り のお世話、通院・外 出の介助などを行っ ています。	精神、知的障がい又は重度の身体障がいのある人など。※ただし、介護保険が優先となりますので対象とならない場合があります。事前にご相談ください。本庁障がい福祉課又は各福祉センター福祉課の窓口でご相談のうえ申請してください。	税状況・収入に応じて上限	障がい福祉課 426-3305 各保健福祉センター
訪問入浴サービスを 行っています。	・歩行困難、移送に耐えられない身体障がい者 ・本庁障がい福祉課又は各支所保健福祉センター福祉課の窓口で申請 ※ただし、介護保険が優先となりますので対象とならない場合があり ます。事前にご相談ください。	・原則として1割負担(課税状況・収入に応じて負担が異なります。)	福祉課 真備保健福祉課
認知症初期集中支援 チームによる支援を 行っています。 (ご自宅への訪問等 で本人やご家族への 助言等の支援を行い ます。)	・ご自宅などで生活している40歳以上の市民の方で、認知症が疑われる方、または認知症の方で医療サービス・介護サービスを受けていない方、または中断している方など		地域包括ケア 推進室 426-3417
給食サービスを行っ ています。	・調理等が困難な①ひとり暮らしの高齢者②高齢者のみの世帯の人③障がい者手帳を所持する人④昼間に①又は②の状態にある人	• 昼食380円	©MP
電話による訪問で安 否確認を行ったり相 談を受けます。	・65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯の人 ※ただし、介護保険の各種サービスや緊急通報装置、給食サービス等で定期的な安否確認がなされている場合は除きます。	• 無料	健康長寿課 426-3315
訪問指導 (保健師、栄養士、歯 科衛生士などが訪問 し、健康づくりの方法 について保健指導を 行います。)	・40歳以上64歳までの市民の方で、療養上の保健指導が必要であると認められる人とその家族	• 無料	倉敷保健推進室 (倉敷市保健所) 434-9822 児島保健推進室 473-4371 玉島保健推進室 522-8113 水島保健推進室 446-1115 真備保健推進室 698-5111
疾病や障がいのある 在宅療養者に対し、 歯科健診及び歯科保 健指導を行っていま す。	・ 倉敷市在住で、疾病や障がいにより歯科医院への通院が困難な在宅 療養者	• 無料	倉敷歯科医師会 422-2122

※その他、市のサービスではありませんが病院や民間が行う配食サービスや 医療保険での訪問看護・訪問歯科診療もあります。直接実施機関にお問い合わせください。

★物品の給付・貸与サービス等

★物品の給付・貸上		Til FFI did Afr	991. A 1. 11 4L
サービスの内容	対象となる人・条件等	利用料等	問い合わせ先
日常生活用具の給付を行っています。	・寝たきりやひとり暮らしの高齢者等(用具によって対象者が違います。詳しくは、お問い合わせください。) ・民生委員の証明書、業者の見積書の添付が必要です。 (湯沸器、入浴担架、洗髪器、寝具類、火災警報器、自動消火器、老人手押車、電磁調理器、ガス漏れ報知器、電子レンジ)	・課税状況により利用者負担があります。	健康長寿課 426-3315
	・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者、 難病患者等(障がい内容・等級・疾患名による条件あり) ・申請書に希望用具のカタログ等を添えて申請 ・介護保険と共通する品目は介護保険の給付が優先されます。 ・本庁障がい福祉課、各支所保健福祉センター福祉課の窓口で申請	・原則として1割負担(課 税状況・収入に応じて負担 が異なります。)	障がい福祉課 426-3305 各保健福祉センター 福祉課 真備保健福祉課
緊急通報装置を設置 します。	・寝たきりの人等のいる高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者又は重度身体障がい者	・生計中心者の課税状況に より一部負担あり	健康長寿課 426-3315
補装具の交付・修理 を行っています。 (購入費・修理費の助成)	・身体障がい者手帳所持者、難病患者等(障がい内容、等級、疾患名による条件あり)・介護保険と共通する品目は介護保険の給付が優先されます。	・原則として1割負担(課税状況・収入に応じて上限が異なります。)	障がい福祉課 426-3305 各保健福祉センター 福祉課 真備保健福祉課
「福祉機器リサイクル 事業」で、福祉機器を 差し上げます。	家庭で不要になった福祉機器をお持ちの人に登録していただき、必要とする人に紹介します。(登録が必要)	• 無料	
車イスを一時的に貸 出します。	・一時的に肢体不自由になった人	6 力月以内無料	倉敷市 社会福祉協議会 434−3301
福祉車両の貸出しを 行っています。	・障がい者・車イス使用の人	・燃料費、有料道路等通行 料金及び保管に必要な費用 は利用者の負担	
認知症の方が外出後に行方不明になった場合に備えて、身元確認ができるQRコード付き「倉敷市安心おかえりシール」を交付します。	・市内に住所を有し、在宅で生活されている方で、次のいずれかに該当する方 ①医師から認知症の診断を受け、外出後に行方不明になるおそれがある方 ②認知症の疑いがあり、外出後に道に迷うなどして、警察等に連絡・保護されたことがある方 ※本庁地域包括ケア推進室又は各保健福祉センター福祉課の窓口でご相談のうえ申請してください。 (QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)	・初回交付は無料 ・1人50枚 (追加交付分は利用者負担 あり)	地域包括ケア 推進室 426-3417

★権利擁護・相談等のサービス

★権利擁護・相談等のサーヒス	
サービス内容	問い合わせ先
「日常生活自立支援事業」で福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理のお手伝いをします。(相談は無料)	倉敷市社会福祉協議会
•利用料必要	434-3301
「成年後見制度」で契約等の援助者を必要とする時や、事前に指定しておきたいときに後見人等	家庭裁判所倉敷支部
を申し立てることができます。	422-1393
契約などのトラブルの相談に応じます。	消費生活センター
	426-3115
「高齢者支援センター(地域包括支援センター)」では、介護・保健・医療・福祉などに関するさま	各高齢者支援センター(地域包括支援センター)
ざまな相談に応じます。(必要時訪問)	倉敷市地域包括ケア推進室
また、介護教室等も実施しています。	426-3417
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	岡山県運営適正化委員会(岡山県社会福祉協議会)
T田111リー ころり占用で文リリリより。 	086-226-9400